2年度教育・保育給付認定申請と認可保育施設への入所申し込み

申込書の配布は11月1日(金)から、受け付け期間は11月30日(土)～12月10日(火)

教育・保育給付認定申請と認可保育施設の2年4月入所申込書を、11月1日（金）から子育て支援課（市役所2階）で配布します。また、市ホームページからも取得できます。お子さんの入所を希望する方は、受付期間や提出書類を確認の上、申し込んでください。

【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当し、保育が必要な場合

①家庭の外または中で仕事をしている（月に48時間以上、目安として週3日以上で1日4時間以上就労していること）②出産前後である（利用期間は、出産予定月とその前後2カ月の計5カ月以内）③病気・負傷・障害がある④長期療養中や障害のある方を看護・介護している⑤災害（火災・震災・風水害など）の復旧に当たっている⑥求職活動（起業準備を含む）を行っている⑦仕事が決定している場合で利用開始月から3カ月以内に就労を開始する⑧就学している（職業訓練校・大学・専門学校など。ただし、カルチャーセンターや通信教育での学習は不可）⑨その他（①～⑧に類する状態として市が認める場合）

【受付日時・会場】11月30日（土）・12月7日（土）が午前9時～午後4時。日曜日を除く12月2日（月）～9日（月）が午前9時～午後5時。12月10日（火）が午前9時～午後8時。会場はいずれも、市役所2階204会議室。

※いずれの日も午前11時半～午後1時は除きます。

【ご注意】「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由だけでは対象になりません▼障害児保育は前記①～⑨のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります▼郵送での入所申し込みはできません

【提出書類】教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（市様式）▼確認票（市様式）▼健康状況調査書（市様式。申請児童1人につき1枚必要）▼勤務（内定）証明書（市様式）、その他保育の必要性を証明する書類▼**平成31年1月1日現在、東久留米市民でなかった方＝平成31年度住民税（非）課税証明書**（1月1日に住民登録のあった自治体で発行されます）

【入所の決定】お子さんの保育が必要な状況を調査し、受け入れ人員数に欠員がある場合、保育の必要性の高い方から決定します

0歳児（出産予定者）の仮申請

5月以降の申請には仮申請はありません。

【対象】出産予定日が判明し、2年4月1日時点で生後57日目に達する予定の子（2年2月4日〈火〉までに出産予定となっている方）

【仮申請期間・会場】11月30日（土）～12月10日（火）が前記の一般の申請受け付けと同じ時間・会場で、12月11日（水）～2年1月7日（火）が午前8時半～午後5時（市役所閉庁日および正午～午後1時を除く）に子育て支援課（市役所2階）で受け付けます

【本申請方法】保護者の氏名で仮申請し、対象のお子さんの出生届を提出後、同課で本申請の手続きを行ってください。本申請の受付期限は、2年2月18日（火）午後5時までです

【ご注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が2年2月5日（水）以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります。5月1日付け入所を希望する場合は、再度申請が必要です。5月以降の入所は通常通りの選考となります▼お子さんが生まれた後、期日までに本申請がない場合も仮申請・内定が取り消しとなりますので、ご注意ください▼入所の選考は先着順ではありません。例年、受付期間前半は非常に混雑し、お待ちいただくこともありますので、受付期間後半もご利用ください

【その他】転出などで他市区町村の保育所へ入所を希望する方は、随時同課で受け付けます。各自治体で受付期間が異なりますので、確認の上、早めに申し込んでください

現在申し込みをしている方も再度申し込みを

既に今年度、入所申し込みをして決定を待っている方も、2年4月1日入所の申請が改めて必要となります。受付期間中に必要書類を添付して、申し込みをしてください。

詳しくは同課保育・幼稚園係☎470・7745へ。

学童保育所への入所申し込み

一次申請受け付けは12月7日(土)～13日(金)

学童保育所の2年度入所の申し込み（一次申請）を受け付けます。

学童保育所は、放課後帰宅しても、保護者の就労などにより家庭で育成（監護）を受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

今回の入所の対象は、2年4月に新小学1年生～6年生になる児童です。

【受付日時】12月7日（土）・9日（月）～11日（水）が午前8時半～午後5時、12日（木）・13日（金）が午前8時半～午後8時

【受付場所】児童青少年課（市役所2階）

【学童保育所費】1人月額600円。

※金山およびくぬぎ第一・第二学童保育所で延長育成を利用する場合は、別途、延長育成料がかかります。

【提出書類】①入所申請書②保護者の状況を証明する書類（勤務証明書・病気治療中のときは医師の診断書・そのほかの理由で家庭での適切な監護ができないときはその理由が分かる書類など）▼**学童保育所費の減免を希望する方＝**減免申請書と必要書類（生活保護世帯は受給証明書、市民税非課税世帯は保護者世帯全員の平成31年度住民税非課税証明書、市民税均等割のみの課税世帯は保護者世帯全員の平成31年度住民税課税証明書）

※入所申請書と勤務証明書の用紙は、11月11日（月）から同課、各学童保育所で配布します。

【ご注意】郵送での申し込みはできません。必ず保護者が直接、必要書類を窓口に持参してください▼受付期間後に申し込みのあった児童については、入所時期が遅れる場合があります▼いずれの学童保育所も、提出した書類を基に入所判定を行い、入所児童を決定します。希望者が定員を超えた場合は、お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください▼入所決定は小学1年～3年生の児童を優先します▼2次申請受付期間は12月16日（月）～2年1月15日（水）、3次申請受付期間は2年1月16日（木）～2月28日（金）です。また、小学4年～6年生の高学年児童の入所申請受付期間は、12月7日(土)～2年2月28日(金)です。3次申請までの低学年児童の入所の可否が決定した後、高学年児童の入所の可否を決定します

詳しくは同課児童青少年係☎470・7735へ。

ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出をお願いします

マル親医療証の更新手続き

現在使用中のマル親医療証の有効期間は12月31日（火）までです。引き続き助成を受けるためには、現況届の提出が必要です。現況届は受給要件を満たしているかどうか確認するためのものです。

現在、同医療証の交付を受けている方には、11月8日（金）に現況届を発送しますので、必要書類を添付して次の方法で提出してください。

【提出方法】届け出用紙と返信封筒を同封して送付しますので、11月26日（火）までに（必着）、郵送で提出してください。なお、この届け出がない場合、来年1月1日からの同医療証の交付を受けられませんので、ご注意ください

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止中の方も含む）は、毎年8月に現況届を提出していただきます。未提出の方は至急、児童青少年課（市役所2階）で手続きをしてください。この届け出がない場合、1月期の手当を受けられませんので、ご注意ください。所得が手当の支給基準を超えていると思われる方も現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成支援係☎470・7736へ。

児童扶養手当の支給回数が変わります

児童扶養手当法の改正により、令和元年11月期支給からは、奇数月（1月・3月・5月・7月・9月・11月）の年6回に分けて支給します。なお、現況届は、これまでと同じく8月に提出していただきますが、提出後の前年所得の審査に基づく新たな手当額の適用期間（手当支給制限の適用期間）は、11月分から翌年10月分までとなります（平成30年度以前の現況届においては、8月分から翌年7月分まで）。

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

児童扶養手当を振り込みます

8月～10月分の児童扶養手当を11月13日（水）に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

都営交通無料乗車券のご案内

市では、下表の方を対象に、「都営交通無料乗車券」を発行しています。

該当する方は、各手帳・証書を持参し、障害福祉課（市役所1階）で手続きをしてください。現在ご利用中の方は、通用期限が終了する月の1日から更新手続きができます。

なお、この乗車券は、シルバーパスを所持している場合には発行することができませんのでご注意ください。

詳しくは障害福祉課管理係☎470・7747へ。

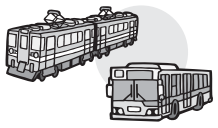

都営交通無料乗車券の発行時に必要な手帳・証書など

対象者	必要な手帳・証書など
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	愛の手帳
戦傷病者	戦傷病者手帳
原爆被爆者	被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書または健康管理手当証書
生活保護受給世帯員	保護開始決定通知書
中国残留邦人等	支援給付決定通知書
児童扶養手当受給世帯員	児童扶養手当証書
被救護者	当該施設の長が発行する証明書

募集

子ども家庭支援センター臨時職員（保育士）

【任用期間】2年1月1日～3月31日（再度任用の場合あり）

【勤務日時】週4日（土曜日の勤務あり）。午前8時半～午後5時

【勤務場所】子ども家庭支援センター

【勤務内容】子ども家庭支援センター「ひろば」の事業（子育て支援）の運営

【応募資格】保育士免許を有する市内在住の方

【募集人数】1人

【賃金】時給1070円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは11月18日（月）までに、履歴書（写真貼付）に資格証明書の写しを添えて、子ども家庭支援センター（滝山4ノ3ノ14、わくわく健康プラザ内）へ、電話で事前に連絡の上、提出してください。提出された書類は返却しません。採用は書類選考と面接の上、決定します。

詳しくは同センター☎471・0910へ。

わかくさ学園発達相談室臨時職員（相談支援専門員）

【任用期間】2年1月1日～3月31日

【勤務日時】週4～5日。午前8時半～午後5時

【勤務場所】わかくさ学園発達相談室（南沢4ノ7ノ18）

【勤務内容】わかくさ学園発達相談室の保育補助・療育業務および計画相談・一般相談とこれに関する諸事務

【応募資格】相談支援専門員の資格を有する方

【募集人数】1人

【賃金】時給1070円（市の規定による）

申し込みと詳しくは、わかくさ学園☎467・3275へ。

おわびと訂正

10月15日号1面「本や文学に関する講演会『大山淳子先生による作家業案内』」の作品名に誤りがありました。正しくは「猫は抱くもの」です。おわびして訂正いたします。

詳しくは中央図書館☎475・4646へ。

11月23日(祝)・24(日)

終日市役所本庁舎を閉館します

11月23日（祝）・24日（日）は、市庁舎内電気設備の点検を行うため、館内は停電となります。それに伴い、終日市役所本庁舎を閉館します。

庁舎1階市民プラザ・屋内ひろば・金融機関ATM・地下駐車場などもご利用いただけません。

ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

詳しくは管財課管財係☎470・7718へ。